



2020年 7月21日  
第 6 号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集情宣担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横 地 申  
第 38 号

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」における **7月21日**  
社員の安全を守り、お客さまに安心してご利用いただくための緊急申し入れ団体交渉を行う！①

## 組合としての問題意識（冒頭意見）

これまで、新型コロナウイルス感染拡大防止について、労使議論もあり、会社として様々な対策を行っている。横浜支社も「JR東日本ニュース」で取り組みを発表した。

緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染者が多くなってきている中、深澤社長は「新型コロナウイルスの影響について、強烈な危機感をグループ会社全体で共有しなければならない」と訴えている。我々も第一四半期で約2600億円の減収には大きな危機感を抱いており、お客さまに安心感を与えることが重要と考えている。

今回の申し入れは、社員の安全・感染防止対策を徹底することで、結果的にお客さまの安心につながると思っている。最近の報道で新型コロナウイルス感染者が増加傾向となってきたことから、誰でも感染するリスクがあり、組合員から感染への不安の声があげられている。

目に見えない新型コロナウイルス感染拡大防止は、労使共通の課題として認識一致を図っていきたい。

### 第1項 職場ごとの「除菌活動」に至った経緯を明らかにするとともに、従事した際の感染や作業中のお客さまトラブル等について、責任の所在を明らかにすること。

#### 《組合》

コロナウイルス感染拡大防止の取り組みをやめるということではない。今後も対策を継続すべきという考えでいる。

- ①消毒活動の経緯と目的は？
- ②支社からの指示で行っているのか？
- ③作業中の責任の所在を明らかにすること。
- ④トラブル発生時は会社が責任を持つのか？

#### 《会社》

- ①社員の発意でお客さまに安心してご利用いただくために、できることはないかという考えから始めたもの。安心してご利用いただくための消毒活動。
- ②各箇所が自発的にやっている。
- ③他の業務と変わらずに同行した管理者が対応していく。
- ④ケースバイケースだが業務中のトラブルもこれまで通り変わらない。

### 第2項 「除菌活動」における勤務認証を明らかにすること。

#### 《組合》

- ①消毒活動は労働時間として確認できるのか？
- ②走行中の列車で実施する人は、乗務に値するのではないのか？
- ③自発的にやるものであるため、任意の消毒活動も労働時間なのか？

#### 《会社》

- ①労働時間として取り扱っている。明け番の人は超勤となる。
- ②乗務にはあたらない。出張にあたる。
- ③労働時間として取り扱う。

### 第3項 「除菌活動」は、希望できない社員を無理に従事させず、不公平感や評価などの差別感を生み出さないこと。

#### 《組合》

- ①無理強いほしくないことは確認できるのか？
- ②重篤化する可能性のある人や妊婦のいる家庭の方など、消毒活動ができない理由のある社員について把握しているのか？
- ③評価の対象になるのか？

#### 《会社》

- ①声掛けをする事はあるが、無理強いしない。発意からスタートしているので発意を大切にしていきたい。
- ②把握は管理者が行っており、把握は必要なこと。
- ③労働時間なので適切に判断する。差別の意図はない。

### 第4項 作業内容・対象列車・対象者を明確にして再度社員周知するとともに、ウイルスや取り扱う薬品等について十分な教育を行なうこと。また、「除菌活動」を行う際は、有効な装備を準備すること。

#### 《組合》

- ①除菌活動に有効な装備は支社で用意すること。
- ②社員周知はどのように行っているのか？
- ③消毒時の装備は十分なのか？
- ④消毒作業に必要な用具は使い捨てなのか？  
また、用具の管理がずさんな区所があると聞いているが認識はどうなのか？

#### 《会社》

- ①各区所での用意となっている。支社としては予算としての支援をしている。対策マニュアルに物品や清掃方についてはお願いしている。
- ②掲示・office 365・口頭での周知を行っている。
- ③厚労省のガイドラインに沿って行っている。
- ④用具は使い捨てと指導している。使用済みのものを手洗い場に置くのはふさわしくない。物品も供給していくし、指導をしていく。

②に続く